

18. 保証債務

(1)保証制度の改正点

- ①主たる債務者の有する抗弁
同時履行の抗弁権、相殺権、取消権、解除権→履行拒絶権
- ②保証人の求償権
委託を受けた保証人が弁済期前に弁済した場合(459条の2)
弁済期後の利息は請求できるが、弁済期までの利息は求償できない。
- ③事後の通知を怠った場合
善意で弁済した者は、自らの弁済を有効とすることができる。
- ④主債務者の情報提供義務

(2)根保証制度の改正

個人根保証契約

極度額の定めがないと無効→貸金等以外のケースにも拡張
元本確定事由から①②除外(貸金等以外のケース)

- ①主たる債務者の財産に強制執行等の申し立てをしたとき
- ②主たる債務者が破産手続開始決定を受けたとき

法人の根保証(貸金等以外のケース)

極度額の定めがない場合、求償権の保証人との保証契約は無効となる。

19. 債権譲渡

(1)譲渡制限の意思表示の効力

譲渡制限の意思表示によっても、債権譲渡の効力は妨げられないこととされた(466条2項)。その一方で、弁済の相手方を固定化する債務者の利益は、譲渡制限の意思表示について悪意又は重過失である譲受人その他の第三者(質権者等を含む)に対し、債務の履行を拒むことができ、また譲渡人に対する弁済その他の債務消滅事由を対抗することができることとすることによって、その保護が図られることになった(同条3項)。